

碧南市水防計画の主な修正事項（案）

碧南市水防計画の修正の要旨

1 趣旨

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものあり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 修正の方針

(1) 愛知県水防計画の記載に合わせ修正

- ア 水位周知海岸の指定及び高潮特別警戒水位の設定
- イ 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位の変更
- ウ 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

(2) 碧南市各部局における変更事項及び表記の整理等

3 主な修正点

(1) 水防計画（案）

- ア 用語の定義の記載を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 1 ~ p 3
- イ 令和4年4月以降消防団の定員数が変更されるため追記 p 8
- ウ 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 18 ~ p 23
- エ 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 24 ~ p 25
- オ 洪水予報の種類等と発表基準（矢作川）を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 34 ~ p 35
- カ 水位情報の周知を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 36 ~ p 41
- キ 雨量・水位・潮位の監視と通報を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 42、p 44
- ク 避難の指示、避難所の設置を災害対策基本法の記載及び改正に合わせ修正 p 59
- ケ 水防報告と水防記録を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 67

- コ 水防訓練実施要項を県計画の記載に合わせ修正 p 7 4
- サ 市の水防計画改定要領を県計画の記載に合わせ修正 p 7 4

資料編（案）

- ア 資料 1 名称変更及び担当役職変更のため修正
- イ 資料 2 非常配備体制表見直しのため修正
- ウ 資料 3 管理システム変更のため単位を修正及び資機材劣化のため更新・廃棄したため数量を修正
- エ 資料 4 廃業企業等を削除
- オ 資料 7 施設廃止のため削除
- カ 資料 1 0 名称変更のため修正
- キ 資料 1 1 指定解除施設の削除、新規施設の追記、名称変更及び避難場所明記のため修正
- ク 資料 1 2 指定条件変更のため修正